

- 規制緩和と労働法に関する比較法研究(1999年度活動報告)

代表者 島田 陽一 研究員

共同研究者 初井 常喜、清水 敏 各研究員

本年度は整理解雇法制の比較研究を中心的な研究課題とした。

前半では、昨年度の3月に実施した本研究所主催のシンポジウム形式の講演会の成果を確認するために、フランスおよびドイツの整理解雇法制の検討会を中心に進めた。この結果両国では、整理解雇に関する手続的規制が精密に整備されており、なかでも従業員代表との協議に重要な役割が与えられていることが明らかになった。

後半では、この研究の発展段階として、EUにおける整理解雇法制の検討を行うことになり、基礎的な文献整理を踏まえて、その制度の仕組みを検討した。ヨーロッパ諸国における整理解雇法制は、立法による手続的規制に重点がおかれており、判例法による規制というスタイルを取っている日本の整理解雇法制を今後検討するうえで、貴重な示唆を得ることができた。

本年度には、日本において従来の判断枠組みとは多少異なると思われる裁判例も登場してきたため、この研究会でもこれらの裁判例の動向を併せて検討した。この検討によると、現在の判例法理が形成された大企業における人員削減としての整理解雇とは異なる、事業転換などのための整理解雇が増加しており、これらの事例の変化に対応して、裁判所の判断に変化がでてきていることがわかった。

本来であると、アメリカ、イギリスの法制に研究を進めていくべきところであるが、本年度は、日本法についての検討も行ったため、その課題に到達することはできなかった。

本共同研究は、今年度をもって一応終了する。本研究の課題が解明されたというわけではないが、昨年度をもって、共同研究者であった中山和久研究員が退職され、今年度をもって清水研究員が海外留学ということで、共同研究としての体制が取れなくなったため、一旦この共同研究については、終了し、陣容を整えなおした上で、研究を継続しようと考えている。